

台風シーズンを迎えます！

風水害に備えて事前対策のポイント

総務課 防災係
☎973-0606

台風や豪雨などによる風水害は、対策によって被害を最小限に止めることができます。気象情報に十分注意し、早めの備えを心がけましょう。

台風から住まいや身を守る！

沖縄地方に近づく台風は、最も勢力が強くなったり、移動速度が遅くなったりするため沖縄地方では長時間、台風の影響を受ける場合があります。

台風災害の防止・軽減には普段からの備えと早めの台風対策を行い、台風接近時においては、常に最新の台風情報を入手し、不要不急の外出を控えましょう。

台風が接近したら、必ず家の補強を！

強風で飛散したものが近所の家や車等を壊した場合、トラブルの原因になりますので、雨戸・窓ガラス・扉・アンテナ・看板・外まわりの生活用品等を予め堅固に固定しておきましょう。



停電や断水に備え、非常用品のチェック！

食料・飲料水・懐中電灯・ラジオ・ライター、簡易な衣料品などのチェックを行いましょう。

無理は禁物！

風雨が強くなってから対策を始めるのは危険がともないです。台風の接近が予測されたときには早め早めに準備をしましょう。



局地的大雨から身を守る！

近年、局地的大雨により、河川や排水溝などの思わぬ場所で急激な増水（鉄砲水）被害が発生しております。これから急激な増水（鉄砲水）を事前に予測することは困難ですが、「付近に黒い雲があり周辺で大雨が降っている」「周辺で雷が聞こえる」などの現象を確認した場合、上流で雨が降っている可能性があり、河川や排水溝等の場所から離れましょう。

また、このような場所で子供が遊んでいる場合は、地域で声を掛け合い、子供たちを危険から守りましょう。

大雨や洪水などの警報と注意報について！

市町村ごとに発表されます注意報や警報に注意しましょう。また、洪水などの場合は、高いところに避難して救助を待ちましょう。

山間部・傾斜地・がけ近くは、土砂災害に注意！

土砂災害の前兆として、「小石がパラパラ落ちる」「地面にひび割れができる」「斜面



避難の心得！

倒壊や浸水、土砂崩れなどの不安がある方は最寄りの避難所（眞志川庁舎・石川消防署・勝連庁舎・与那城庁舎、あるいは親類宅など）へ早めに避難しましょう。

避難する時は食料、毛布、常備薬などは自分で用意しましょう。強固な建物であれば建物内にとどまることがより安全です。

市では、災害により被災された方へ、以下の支援制度を設け相談に応じております。

制度等	相談内容	お問い合わせ
災害見舞金制度	うるま市在住の方で、災害により死亡または治療期間が30日以上の方、家屋の全焼・全壊、半焼・半壊、部分焼・一部破損及び床上浸水の被害に遭われた方を対象に災害見舞金を支給しています。	市民生活課 ☎ 973-5487
固定資産税の相談	災害により被害を受けた固定資産を対象に、固定資産税の相談を行っております。	資産税課 ☎ 973-5394
市県民税の相談	災害により被災された方を対象に市県民税の相談を行っております。	市民税課 ☎ 973-5382
納税の相談	災害により被災された方を対象に納税相談を行っております。	納税課 ☎ 973-1099
国民健康保険税の相談	国民健康保険に加入されている方で、災害により被災された方を対象に国民健康保険税の相談を行っております。	国民健康保険課 賦課徴収係 ☎ 973-3202
後期高齢者医療保険料の相談	後期高齢者医療保険に加入されている方で、災害により被災された方を対象に後期高齢者医療保険料の相談を行っております。	国民健康保険課 老人医療係 ☎ 973-3177
介護保険料の相談	介護保険第1号被保険者（65歳以上）で、災害により被災された方を対象に介護保険料の減免について相談を行っております。	介護長寿課 ☎ 973-3208
建築確認申請手数料の相談	災害により滅失又は破損した住宅をその災害発生の日から6ヶ月以内に建築又は大規模な修繕をする場合、うるま市に申請を行う建築物について建築確認申請手数料の相談を行っております。	建築指導課 ☎ 965-5601
り災証明書の発行	災害により家屋等が被災した方に、「り災証明」の発行を行っております。「り災証明」は、災害見舞金や損害保険などの申請に必要となる場合があります。被災者からの申請により、市や消防が被災した建物等を調査し「り災証明」を発行いたします。	市役所総務課 ☎ 973-0606 消防本部予防課 ☎ 975-2119